

平成 27 年第 5 回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成 27 年 5 月 25 日（月） 13 時 30 分開会
14 時 21 分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3 階 大会議室 A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	浜島 勝義	教育総務課長	長山 君代
学校教育課長	中原 英樹	社会教育課長	満石 知
市民スポーツ課長	今村 将吾	学校給食センター所長	下吉 龍一
指宿商業高校事務長	今福 重孝	教育総務課参事	鶴窪 昭一
社会教育課参事	福ヶ迫 忠	学校教育課主幹兼係長	坂元 一博

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第 1 報告第 6 号 指宿市立少年育成センター運営協議会委員の任命について
 - ・ 日程第 2 報告第 7 号 指宿市立少年育成センター補導委員の任命について
 - ・ 日程第 3 報告第 8 号 指宿市立図書館協議会委員の任命について
 - ・ 日程第 4 報告第 9 号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - ・ 日程第 5 議案第 32 号 指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
 - ・ 日程第 6 議案第 33 号 平成 27 年度指宿市一般会計補正予算(第 2 号)教育費(案)の作成に伴う市長への同意について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣言

■ 会議要旨

- 1 開会の宣告
(西森教育長)

ただ今から、平成27年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議については表紙の会順に沿って進めますが、それによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように進めていきたいと思いをします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

前回の会議録の承認についてでございますが、委員の皆様方にはお目通しいただいたと思いが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会議録については、その通り承認することとして署名を別府委員にお願い致します。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名でございますが、西委員にお願いします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

今日はお手元に資料を準備しましたが、5件だけ報告をいたします。資料をご覧ください。

まず1番目は、南薩地区の教科用図書採択協議会が開催されたことについてです。規約ができておりまして、この規約に沿った会議を5回開催することになっております。この会議のメンバーですが、南薩地区4市の教育長及び保護者代表ということで、南薩地区のPTA連絡協議会の会長が委員になっておられます。

主な業務内容としましては、県の教育委員会の指導助言または参考資料、それから南薩地区で組織します教科用図書調査研究員という方を委嘱しますが、その委員の皆さん方の研究資料または資料が教育委員会にも送付されてきますが、それをお互いに閲覧して、指宿市独自の教育委員会としての意見を地区の協議会に提出して、その結果を基に南薩地区の中学校の教科用図書を採択するというようになっていきます。

組織の役員としては会長が南さつま市の教育長、副会長が指宿市の教育長となっております。

これは順番制で、次は指宿市が担当になってくるのではないかと思います。会議が5回ですが、第1回が4月24日に開催されて、第2回が今週の金曜日5月29日に開催されるということです。今日報告します大きな理由は、教育委員会が採択についての意見を述べていきますので、委員の皆様方が事前に資料等を閲覧していただきまして、意見をまとめていただくという役割がありますので、それぞれまた時期がきますので心積もりをしていただきたいと思います。

2番目は、次のページでございますが、学校教育課の行事として5月8日に行われた、特別支援学級の日交流会についてです。市内の小・中学校に設置されている特別支援学級の児童生徒が37人、引率者が20人、ハイビスカス福祉会という施設の入所者と指導者が55人、市教委の職員の皆さんを合わせて124人の参加ということでした。例年実施されているわけですが今年は大変天気に恵まれまして、南九州市の前原海岸で地引網体験がなされたところです。地引網が終わったら開聞総合体育館の方に移動しまして、学校紹介や施設紹介、レクリエーション活動が行われて、その後、開聞山麓ふれあい公園で昼食をされて交流が終わったということでした。

私も初めて現地に行きましたけれども、子供さん達が大変喜んで、地引網の中に入った魚を手にしながらか喜んでいましたし、また教育委員会の職員の皆さんが課を越えて手伝いに来ていただいて、大変有難かったです。教育委員会各課の職員の皆さんが出ていただいて、その様子を知るとということにも大きな意義があったと思っております。ご苦労様でした。

それから3番目は、いぶすき親子キャンプの実施についてです。社会教育課が市内の親子の参加者を募集して、先週の土曜日・日曜日に1泊2日で実施されました。かいもん山麓ふれあい公園、総合体育館、川尻海岸で実施されましたが、24組の応募に対し参加は19組、親1人・子1人の38名。それから実行委員会の関係者ということで、協力して下さる青少年育成推進員の方々が7名。社会教育課の皆さん方、これも土・日の週休日に参加をしていただいて、大変良い親子キャンプができたのではないかと思います。

川尻海岸でオリビンの採集をして、瓶の中に詰めて持ち帰るという体験もされたようです。

食事作りの体験も素晴らしいでした。私はその場面にしか出てはいないのですが、夕食にカレーとナン。ナンを捏ねて焼いてカレーを付けて食べる、そういう体験も素晴らしいなと思いましたが、徳光スイカをくり抜いて、その中でフルーツポンチを作る。こういうのは平素体験できないことだと思いましたが、朝食には牛乳パックでホットドッグを焼いたり、焼きそばを焼いたり。牛乳パックを燃やすと、後はホットドッグが出来ているというようなこともお聞きしました。最後の昼食は流しそうめん。そうめん流しではなくて、流しそうめんですね。孟宗竹4mものを切ってきて2つに割って、ホースで水を流しながらそうめんを流して食べる。これも平素できない体験ができたのではないかなと思います。親子の活動として、親子の絆を深めるという狙いもあったようですけれども、十分達成されたのではないかと思います。ご苦労様でした。

4番目は、学校のあり方を考える会の開催についてです。新年度が始まってから取組を進めてきているところです。4ページを見ていただきたいと思うのですが、この学校のあり方について考える会につきましては、2つの会を設置してございます。左側の方が学校のあり方について考える地域部会、この地域部会が開聞地域・山川地域・指宿地域の3つの地域部会。それから、その3つの連絡調整をする為に、右側の学校のあり方について考える会。この2つの会があるのですが、まとめて「地域部会等」という名前と呼んでいるところです。また今晚も、山川・開聞の地域部会が開催されますけれども、これまでの状況を踏まえながら、山川地域と開聞地域は合同の会をして意見調整・集約をしていこうと

ということで、合同地域部会に今変わってきているところです。詳細については、また後の情報交換の中で担当の方から説明をしていただきます。

3 ページの上ですが5 番目は、先週の21 日・22 日に神奈川の厚木市で行われた第67 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会「厚木大会」についてです。出席させていただきましたけれども、やはり全国大会、研究会ですので文科省の直接の指導法は施策等の説明もございましたし、研究を発表する教育委員会においては、教育財政部会・学校教育部会・生涯学習部会と3つの部会があったわけですが、それぞれ研究をされた成果を先進的な事例として発表していただきました。講演は柔道の山下泰裕氏でした。大会テーマは「未来を担う教育のあり方」ということでございました。

私は第1 部会の教育行政部会に参加しましたがどれも、改正後の教育委員会制度の現状と課題とか、学校の適正規模化と学校再編、指宿市が今、取組もうとしている内容とちょうど合っていたような気がします。一番下の方に所見として、文部科学省の施策や全国の教育委員会が先進的に取組んでいる事例等を直接見聞し、すごい刺激をもらいました。また使命感を持って、これから取組んでいかないといけないと思いました。

学校の適正規模、学校再編。それから、コミュニティスクールについては文部科学省の方で、全学校で取組んでいただきたいというような施策を打ち出していますので、やがてその取組が指宿にも要請されてくるのではないかと思います。学校評議員制度と、学校運営協議会（コミュニティスクール）とは何処が違うのだろうかということで、5 ページに整理をしてみました。

学校評議員制度については、本市では19 年度から導入されているところですが、評議員を教育委員会で委嘱して、各学校5 人以内となっているようです。学校の運営等について地域の立場からご意見を伺う。そのご意見を伺って校長が学校経営に活かすという趣旨でございますけれども、今、取組もうとしているコミュニティスクールは法律に基づいて、学校の運営について一定の法的な効果を持った、意思決定を行う合議制の機関というような位置付けがなされているようです。

どういうことかと言いますと、一番下の主な内容の所を書いてありますが、①学校の運営に関する事項で基本的な方針について、この運営協議会で承認する。教育課程の編成とか、予算に関するとかそういう組織に関すること。施設・設備等の整備管理に関すること。それから、学校の運営に関して意見を述べるができる。特に、この③の教職員の採用等に関して意見を述べるができるという所が、大きな課題になるということが話題になったところでもございました。こういうコミュニティスクールが今、全国の学校の一割程度が採用しているようです。研究発表をされた市の中では、どの学校でもこれを行っている報告もあったところです。今、私共は学校のあり方について色々検討している中ですので、また今後、委員の皆様方にも相談をしながら取組んでいきたいと思ったところです。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について (西森教育長)

次に、会議の非公開ですが、本日審議する報告及び議案中、報告第6号から報告第9号につ

いては、人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日は、報告4件、議案2件でございます。

報告4件については、非公開となります。

報告第6号「指宿市立少年育成センター運営協議会委員の任命について」

報告第7号「指宿市立少年育成センター補導委員の任命について」

報告第8号「指宿市立図書館協議会委員の任命について」

報告第9号「指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」

(西森教育長)

次に、日程第5 議案第32号「指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(浜島部長)

日程第5 議案第32号指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。資料の7ページをお開きください。

指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。

主な改正理由は、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、幼稚園就園奨励費補助の階層区分の補助基準額変更及び国庫補助限度額が引き上げられたことによるものです。

40ページをお開きください。「簡便な調整方式における基準について」の表を記載してございます。この表は平成26年度までの扶養親族と市民税の課税額により補助基準額を算定する表でありました。

平成27年度からの階層区分の改正内容としましては、18ページをお開きください。新旧対照表の改正後案の区分の欄、Ⅲ・Ⅳのとおり、市町村民税額の77,100円、211,200円とする階層区分にて判定する内容となっております。77,100円以下及び211,200円以下と一律の基準を用いるため、子どもの人数に関係しない判定基準となります。

再度、40ページをお開きください。表の見方としましては、16歳未満の子どもを3人扶養し、市町村民税の課税額が98,000円であった場合、平成26年度では、上の表の16歳未満3人の欄、98,400円以下の課税額となります。第1子は115,200円の補助となりますが、今

回の基準では、新旧対照表の改正後案のとおり、課税額が 98,000 円であった場合、扶養人数に関係なく 77,100 円以下の階層に該当しない為、211,200 円以下の階層区分となり、第 1 子 62,200 円の補助額となります。

国庫補助限度額の引き上げとしまして、議案資料の新旧対照表の 17 ページ、18 ページをお開きください。改正後案の補助限度額欄、Ⅱの下線部が増額の補助基準額となり、第 1 子 199,200 円が 272,000 円として補助基準額が 72,800 円上がり、第 2 子 253,000 円が 290,000 円として補助基準額が 37,000 円上がることとなります。

19 ページ、20 ページの小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉がいる場合の区分におきましては、補助限度額欄、Ⅱの下線部が変更される補助基準額となり、第 2 子 253,000 円が 290,000 円として 37,000 円上がることとなります。議案資料の 21 ページから 32 ページの各様式におきましては、市町村民税所得割額の区分欄について第Ⅲ階層基準額を 77,100 円へ、同じく市町村民税所得割額の区分欄、第Ⅳ階層基準額を 211,200 円へ様式の改正を行うものであります。また、33 ページから 40 ページは、文部科学省からの通知文の写しになりますので、後でお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代行者)

見せていただいた感じでは、補助額が上がるというような捉え方でいいのだと思うのですが、指宿市の場合はこの該当でいくとⅠからⅣと上記以外まであるので、どこら辺の区分に入る世帯が一番多いとか、そういうのが分かりますか。

(坂元主幹)

対象の世帯ですが、非課税世帯、所得割の非課税世帯、第Ⅲ階層区分、第Ⅳ階層区分、後は上記以外の区分なのですけれども、一番多い所が第Ⅳ階層区分で、昨年度で言えば全体で 321 世帯あったのですが、173 世帯が第Ⅳ階層区分です。

(浜島部長)

改正前は何ページになるか。

(坂元主幹)

36 ページの上の表の階層区分Ⅳの所。この区分の所が一番、指宿市内では多くなっており、約半数の数字となっております。

参考までですが、今回の改正は階層区分の補助基準額変更と補助限度額の引上げとなっております。参考としまして、昨年度の課税額を基に仮の計算をいたしました。指宿市内には 6 園ございます。3 園が子ども子育て支援の新制度に移行しましたので、残りの 3 園について仮の計算をいたしました。18 ページを見ていただきたいのですが、表の区分の補助基準額変更です。77,100 円及び 211,200 円につきましては、2 人の方が 77,100 円以下の世帯から 211,200 円以下の世帯へと変更になっております。115,200 円の補助を受けていた方が 62,200 円へと減額になり、全体では 102,000 円の補助金が減額となっております。

また、補助限度額の変更につきましては、補助限度額の欄に下線を引いてあるところがございますが、272,000 円と 290,000 円となっております。24 人の方が 272,000 円または 290,000 円の額へ増額の変更となっております。内訳としましては、第 1 子の 199,200 円の補助額が

272,000 円の補助額へ増額となる方が 15 人、第 2 子の 211,000 円の補助額が 290,000 円の補助額変更となる方が 9 人となっております。補助限度額の変更としまして、合計で 1,425,000 円の増額補助となります。

総体としましては、昨年度の課税額で計算しているところですが、階層区分で 106,000 円補助額の減、補助限度額の変更で 1,425,000 円の補助額の増という形でございます。差引き 1,319,000 円の補助の増額となっております。ということで、22 人の方が変更に伴う恩恵を受ける形となっているところです。

ちなみに、40 ページをまた見ていただきたいと思います。議案資料の 40 ページに簡便な調整方式における基準についてでございます。16 歳未満が何人、16 歳以上 19 歳未満が何人で基準額がいくらという扶養額の表ですが、それが今回、市県民税の課税額 77,100 円、211,200 円の階層区分の形で判定する取扱いとなりますが、この変更につきましては、34 ページを開いていただきまして、中程の行に平成 27 年度においては、平成 24 年度の年少扶養控除廃止から一定の期間が経過したことという記載がございます。平成 22 年度までは 16 歳未満の扶養控除がいた場合、所得税で 380,000 円、住民税で 330,000 円の所得控除がありました。しかし、子ども手当の導入に伴いまして、この所得控除は現在廃止されております。このようなことから、平成 22 年度の所得控除開始から一定の期間が経過しているということで、先程の 16 歳未満は何人ということは考慮せずに、市県民税の課税額 77,100 円、211,200 円の階層区分で判定する取扱いとなっているところです。

(別府委員)

参考までに聞きたいのですが、小学校に行く前の子供達が行くのは、保育園がやっぱり多いですね。幼稚園は結構苦戦していると聞くのですが。大体、割合はどんなものなのか分かりますか。保育園でも、幼稚園でも。今回は幼稚園が対象になるわけですけども。

(西森教育長)

その学年でということか。年長者で幼稚園に行くのと、年長者で保育園に行くのとの割合が分かりますか。要覧に載っていますか。

(坂元主幹)

37 ページ、38 ページが幼稚園の園児数でございます。保育園につきましては、こちらの方では現在、把握はしていないところでございます。

(別府委員)

でも、これが全部ですよ。

(西職務代行者)

定員はこれだけだけど、256 ですよ。

(西森教育長)

園児数は分かるけれど、保育園数は分からない。どっちにも行かない子供さんというのもあるでしょうから、1 年生の入学者と比べてみないと分からない。

(鶴窪参事)

参考までによろしいでしょうか。以前担当をしておりまして、資料等を持っていないので定かではないのですが、前の時で各幼稚園、保育園との学年で、指宿地域の全体の半分は幼稚園、半分は保育園。当然、開聞・山川は幼稚園がないですので、ほとんどが保育園の方が多いというようなことだったとは思いますが。

今度の幼稚園就園奨励費の改正についても、簡便などありますが昨年度まで途中の数年間、

細かくしたものと簡便なものとの両方の制度が存在していきまして、市町村においてどちらでも使っていていいという形でしたが、やはり判定基準に差があったので、文科省の方が簡便な市町村が計算しやすい方法に統一するということでした。

(西森教育長)

他に質疑・意見等はないですか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので質疑・意見を終結いたします。

日程第5 議案第32号「指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正については、提案どおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第5 議案第32号「指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正については、提案どおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第6 議案第33号「平成27年度指宿市一般会計補正予算(第2号)教育費(案)の作成に伴う市長への同意について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(浜島部長)

日程第6 議案第33号 平成27年度指宿市一般会計補正予算(第2号)教育費(案)の作成に伴う市長への同意について、提案のご説明を申し上げます。

平成27年度 指宿市一般会計補正予算(第2号)教育費(案)を次の通り作成することについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定に基づき同意を求めるものであります。資料の44ページをお開きください。

平成27年度指宿市一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億262万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を225億3,826万1千円とするものです。46ページをお開きください。

教育費は238万6千円を追加し、歳出の総額を24億195万8千円にするものです。それでは、教育委員会所管分についてご説明いたしますので、51ページをお開きください。款9教育費 項6 社会教育費 目7 社会教育施設費 節11 需用費171万1千円は、市民会館の修繕料を計上するものであります。市民会館大ホール内の冷暖房の効率が低下しており、空調機内のフィルター及び制御装置等の交換並びに電球の取替えを行うものであります。

項7 保健体育費 目3 学校給食センター費 節11 需用費67万5千円は、修繕料を計上するものであります。指宿学校給食センター内の調理加熱用のボイラー設備において、給水タンクが経年劣化により破損し、漏水があるため交換するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

どちらも修理を要するというので、緊急の補正予算でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6 議案第33号「平成27年度指宿市一般会計補正予算(第2号)教育費(案)の作成に伴う市長への同意について」につきましては、提案のとおり同意することをご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第6 議案第33号「平成27年度指宿市一般会計補正予算(第2号)教育費(案)の作成に伴う市長への同意について」につきましては、提案のとおり同意することいたします。

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成27年 第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。